

**「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る
環境影響評価調査計画書に対する区長意見について**

1 概要

東京都環境影響評価条例第 45 条により準用する第 19 条第 1 項の規定による環境保全の見地から、東京都知事より「墨田清掃工場リニューアル事業」に係る環境影響評価調査計画書について、区長意見の照会があった。

区長意見につき、江東区環境審議会からの答申を踏まえ、東京都知事へ提出した。

2 環境影響評価調査計画書の名称

環境影響評価調査計画書－墨田清掃工場リニューアル事業－

3 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京二十三区清掃一部事務組合

代表者：管理者 吉住 健一

所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

4 事業概要

本事業は、東京都墨田区東墨田一丁目 10 番 23 号に位置する既存の墨田清掃工場（平成 10 年 1 月しゅん工、処理能力 600 トン/日（600 トン/日・炉× 1 炉））のリニューアルを行うものである。

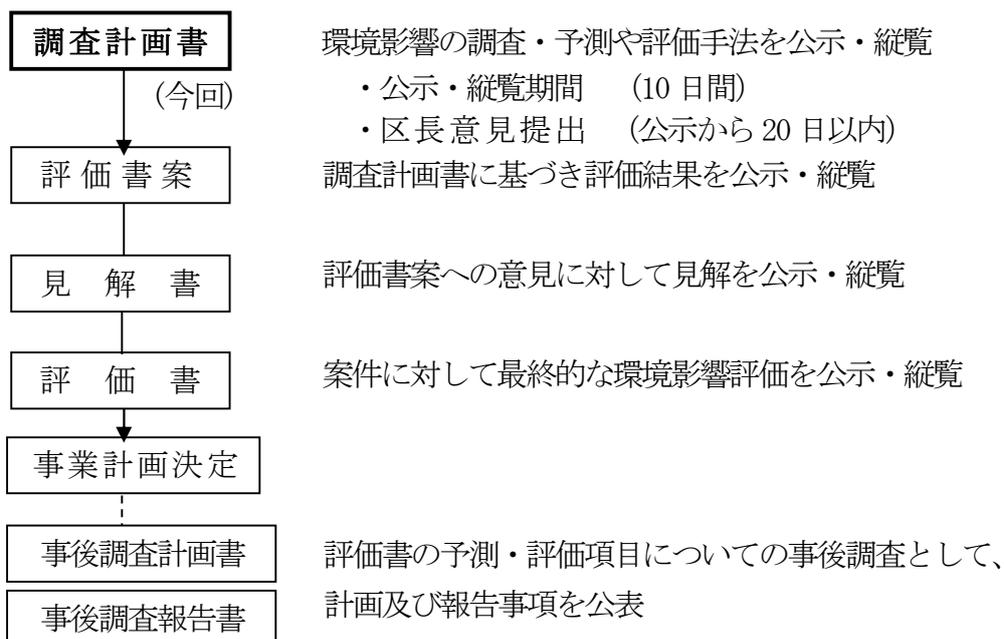
項 目	内 容
事業の名称	墨田清掃工場リニューアル事業
事業の種類	廃棄物処理施設の変更
所在地	東京都墨田区東墨田一丁目 10 番 23 号
敷地面積	約 18,211 m ²
工事期間	プラント工事：令和 11 年度から令和 14 年度（予定）
	飛灰処理設備棟建設工事：令和 14 年度から令和 15 年度（予定）
工場稼働年度	令和 14 年度（予定）
処理能力	可燃ごみ 500 トン/日（500 トン/日・炉× 1 炉）
主な建	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 高さ：31m
	煙 突 外筒：鉄筋コンクリート造

建築物等		内筒：ステンレス製 地上高：150m
	飛灰処理設備棟	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 高さ：約22m

5 区長意見提出にかかるスケジュール

令和7年12月25日	東京都知事から江東区長へ意見照会（2月9日㍿）
令和8年1月6日	江東区長から環境審議会へ諮問
1月6日	環境審議会から専門委員会へ付託 環境審議会会長より専門委員会の設置、委員及び委員長の指名 専門委員会委員長 奥 真美氏（環境法学） 委員 芦谷 典子氏（環境と経済） 長谷川 猛氏（水質分野、廃棄物分野） 村上 公哉氏（都市環境ほか）
1月11日	区報掲載（縦覧、意見書の提出）
1月19日	環境影響評価調査計画書の公示及び縦覧開始（区役所ほか）1月28日縦覧終了
1月19日	専門委員会の開催
1月21日	専門委員会から環境審議会会長へ回答
2月5日	環境審議会から江東区長への答申
2月9日	江東区長から東京都知事へ意見提出

6 環境影響評価手続きの流れ



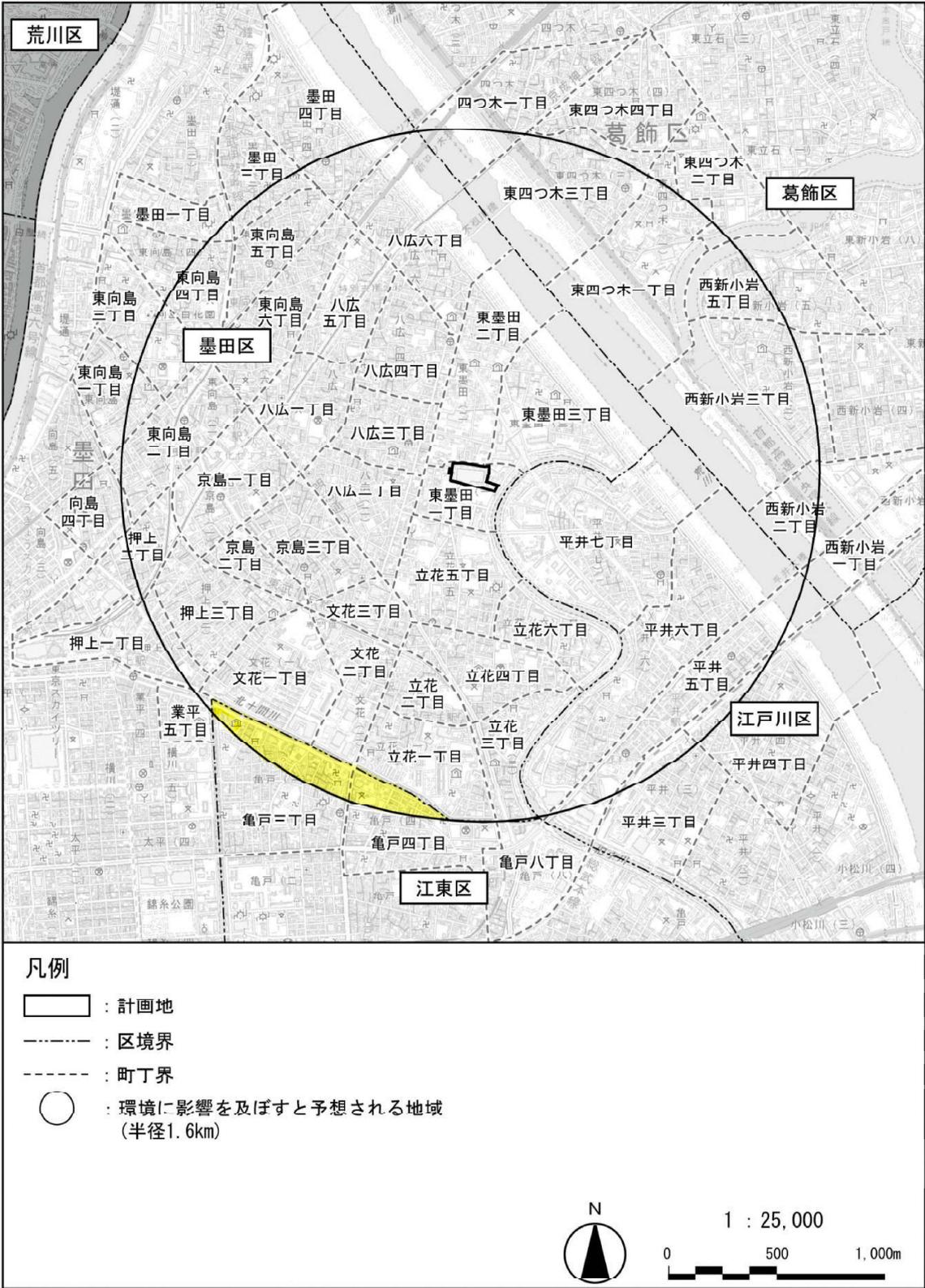
7 環境影響評価調査計画書に対する区長意見

環境影響評価 の項目	意見
全 般 事 項	<p>① (p20)(6)緑化計画にて、緑化に関する基準を示しているが、既存施設における現行の緑化面積についても追加すること。また、緑化に当たっては、周辺の植生を踏まえた上での緑化を検討されたい。</p> <p>② (p86,87)6.1.9 において、計画地及びその周辺地域における過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の公害苦情件数については示されているところではあるが、墨田清掃工場に対する苦情についても、明らかにされたい。</p> <p>③本リニューアル工事前後において、調査項目に係る工場の性能にどの程度差があるのか、示されたい。</p> <p>④調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。</p> <p>⑤周辺の環境保全に配慮した事業計画とするとともに、事業実施時においては、技術進捗等を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努められたい。</p>
大 気 汚 染	<p>① (p94) 6.2.1(1)オにおいて、江東区では、大気中の光化学オキシダントについて環境基準が達成されていない状況であることから、環境影響評価を実施するにあたっては以下の事項に留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工中及び完了後における関係車両の走行に伴う大気汚染物質の挙動については、本区亀戸地区に与える影響が懸念されることから、同地区の道路構造、渋滞予測等を考慮した環境影響評価を実施すること。 ・関係車両の走行に伴い発生する大気汚染物質の排出負荷の削減に努めること。

悪臭	
騒音・振動	
土壌汚染	①(p157)(4)ア「過去に汚染土壌の覆土処理を行った記録があることから」とあるが、過去に処理された覆土の厚さについて、追加すること。また、「本事業では汚染土壌収容位置は掘削せず、植栽の入れ替えのみ行う。」とあるが、覆土部分に留まるのかについても、追加すること。
地盤	
水循環	
廃棄物	①(p148)6.2.16(1)において、建設工事で発生する廃材等の廃棄物については、減量化およびリサイクルに努めること。 ②建設工事で発生する廃棄物に加え、工事従事者の飲食に伴う生ごみや容器類についても、発生の抑制、資源としての有効利用を図り、ごみの減量に取り組むこと。
温室効果ガス	①(p79~85)6.1.8における、環境保全に関する計画等に、東京二十三区清掃一部事務組合にて策定している「東京二十三区清掃一部事務組合地球温暖化対策に関する基本的な方針(令和7年3月13日)」を列挙するとともに、p152(2)に上記方針に基づいた施策の方向を追加すること。

参考

1 環境に影響を及ぼすと予想される本区の地域図



この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

出典：環境影響評価調査計画書「墨田清掃工場リニューアル事業」（加工して作成）

2 他区及び都民等からの意見について

(1) 墨田区

本環境影響評価調査計画書について、本区として特段の意見はございません。

ただし、本事業の実施に当たっては、当該環境影響評価調査計画書に記載された方法に従って調査、予測及び評価を確実に実施するとともに、関係法令及び条例等を遵守し、環境の保全について適切な配慮がなされるよう万全を期していただくようお願いいたします。

また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、新たな環境への影響が判明した場合には、速やかに適切な対応策を講じていただくようお願いいたします。

(2) 江戸川区

ア 予測・評価項目としないとした「騒音・振動項目での低周波音」についても、具体的な事業の進捗により、環境に影響を及ぼす恐れが出た場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

イ 水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の9項目については、具体的な事業の進捗により、これらの項目が環境に影響を及ぼす恐れが出た場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。

ウ 本事業にあたっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応されたい。

(3) 葛飾区

ア 当該事業の実施にあたっては、法令に基づく手続き等の遵守を徹底するとともに、地域住民の意見を十分に尊重し、区および関係機関との協議を重ねながら、環境保全対策に万全を期されたい。

イ 事業計画の具体化により選定した環境影響評価の項目以外について環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、環境影響評価の項目に加えられたい。

また、調査等により予測を超えた範囲に影響を及ぼす恐れが生じた場合は、迅速に対応されたい。

(4) 都民等からの意見

意見の提出はなし